

海老名市新型コロナウイルス感染症拡大に係る緊急経済対策（第2弾）

～福祉的就労事業所に通所する障がい者への工賃を補助～

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済活動の自粛が進む中で、障がい者の就労を支援する福祉的就労事業所が受注する仕事量の減少や、持病等の理由から感染予防のため通所ができない等、様々な事情で通常の実業の継続が難しくなり、結果として利用者が受け取る工賃の減額が懸念されています。

このため市では障がい者の経済的自立の維持を目的に、減額した工賃の一部を補助する制度を独自に創設します。

1 対象者

海老名市の障がい福祉サービスの支給決定を受け、令和2年4月6日現在、就労移行支援・就労継続支援・生活介護のいずれかの施設に通所している障がい者で、以下の状況で工賃が減額された方

- (1) 事業所の活動自粛により、施設の利用ができなくなった方
- (2) 事業所の活動縮小により、施設の利用が減少した方
- (3) 持病等の理由から感染防止のため利用を自粛した方
- (4) 自身に発熱等の体調不良があり、利用を自粛した方
- (5) 事業所の活動縮小により工賃の基準額が低下した方

2 対象者の見込み数と通所事業所数

市内事業所通所者	350人	(24事業所)
市外事業所通所者	208人	(115事業所)
合計	558人	(139事業所)

3 対象期間

令和2年4月7日（火）から6月6日（土）まで

※緊急事態措置が発出した日から2カ月。ただし、緊急事態宣言が解除された場合は解除された日まで

4 補助額と予算額

通常時の工賃と比較して減額した金額の8割程度の補助を予定
予算額6,185千円（市単独） ※5月補正予算に計上

◎この件に関するお問い合わせ

保健福祉部 障がい福祉課 電話 046・235・4812